

## (仮称)利根町自治基本条例 「行政」,「町」の定義(素案)

(定義)

第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (○) 行政 町の執行機関である町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
  - (○) 町 行政及び議会をいいます。
- 

※その他の定義について

- (○) 町民 町内に居住する者、町内に通勤する者、町内に通学する者及び町内で事業若しくは活動を行う個人又は法人その他団体をいいます。
- (○) 参加 町の政策立案、施策の実施及び評価等の過程において、町民が主体的に関わることをいいます。
- (○) 協働 町民及び町が、目的を共有し、それぞれの役割及び責任に基づき、互いに尊重し、対等な立場で協力することをいいます。